

# 平成22年度第1回山梨県環境保全審議会鳥獣部会

日時 平成22年7月15日(木)  
午後2時00分～  
場所 県民会館4階403会議室

1 開会

2 みどり自然課長あいさつ

3 部会長あいさつ

4 議題

(1) 山梨県アライグマ防除実施計画(案)の策定について

(2) その他

5 その他

6 閉会

# I. 外来生物法の概要

## 1. 外来生物法の目的について

平成17年6月1日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行されました。この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬（以下「飼養等」という）、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

## 2. 特定外来生物について

「特定外来生物」とは、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官（政令で定められているものに限る）なども含まれます。

特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物は「未判定外来生物」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要があります。

外国から生物を輸入する場合、税関でその生物が特定外来生物又は未判定外来生物かどうかをチェックすることになるのですが、特定外来生物等と外見がよく似ていて、すぐに判別することが困難な生物がいます。

これらは「種類名証明書の添付が必要な生物」といい、外国の政府機関等が発行したその生物の種類名が記載されている証明書を輸入の際に添付しなければ輸入できません。

外国から生物を輸入する場合は、以上の3種類の生物について、新たに規制もしくは書類の添付が必要となります。

## 3. 外来生物法による規制の内容について

「飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外へ放つことなど」が原則禁止されます。

※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。

※許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込む

などの個体識別又は許可を受けていることを示した掲示を施設に行う等の措置を講じる義務があります。

※特定外来生物を野外において捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが（運搬に該当）、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません（釣りでいう「キャッチアンドリリース」）。

#### 4. 違反・罰則について

・個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、又はその両方／法人の場合1億円以下の罰金

違反の内容：販売もしくは頒布する目的で飼養等をした場合、  
偽りや不正の手段によって飼養等の許可を受けた場合、  
飼養等の許可を受けていないのに輸入した場合、  
飼養等の許可を受けていない者に対して販売もしくは  
頒布した場合、

野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合

・個人の場合懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金、又はその両方／  
法人の場合5千万円以下の罰金

違反の内容：販売もしくは頒布以外の目的で飼養等又は譲渡し等をした場合

未判定外来生物を輸入してもよいという通知を受けずに輸入した場合

#### 5. 特定外来生物の防除について

特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行います。

国が防除を行うとした特定外来生物について、地方公共団体が防除を行おうとする場合は、主務大臣の確認を受けることができます。

地方公共団体以外の団体（NPOなど）が防除を行おうとする場合は、適切かつ確実に実施することができることについて主務大臣の認定を受けることができます。

#### 6. 「外来生物被害予防三原則」について

1. 入れない・・・悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない・・・飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない・・・野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

## 特定外来生物指定種一覧

時期	種類数	分類群	種名
公布： 平成17年4月27日  施行： 平成17年6月1日	1科4属32種 (37種類)	哺 乳 類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンガース、キョン(11種)
		鳥 類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ(4種)
		爬 虫 類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ(6種)
		両 生 類	オオヒキガエル(1種)
		魚 類	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス(4種)
		昆 虫 類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ(3種)
		無 脊 椎 動 物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)(1科、4属)
公布： 平成17年12月14日  施行： 平成18年2月1日	9属34種 (43種類)	植 物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ(3種)
		哺 乳 類	ハリネズミ属全種、タイリクモモンガ、キタリス、マスクラット、アメリカミンク、シカ亜科全種(アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフソウ)(4属、5種)
		両 生 類	キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル(4種)
		魚 類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロピアンパーク、パイクパーク、ケツギョ、コウライケツギョ(9種)
		昆 虫 類	テナガコガネ属全種、コカミアリ(1属、1種)
		無 脊 椎 動 物	ザリガニ類2属全種と2種(アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種)、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クリッガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ(4属、6種)
公布： 平成18年7月13日  施行： 平成18年9月1日	2属1種 (3種類)	植 物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、スバルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ(9種)
		昆 虫 類	クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ(2属、1種)

公布： 平成 19 年 7 月 31 日 施行： 平成 19 年 9 月 1 日	1 種	爬虫類	アノリス・アングスティケプス (1 種)
公布： 平成 19 年 11 月 16 日 施行： 平成 20 年 1 月 1 日	12 種	爬虫類	ナイトアノール、ガーマンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ボウシオオガシラ (6 種)
		両生類	ブレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル (6 種)
公布： 平成 21 年 12 月 11 日 施行： 平成 22 年 2 月 1 日	1 種	哺乳類	シママングース (1 種)
合計	1 科 15 属 81 種 (97 種類)		

※在来の種・亜種を除く。

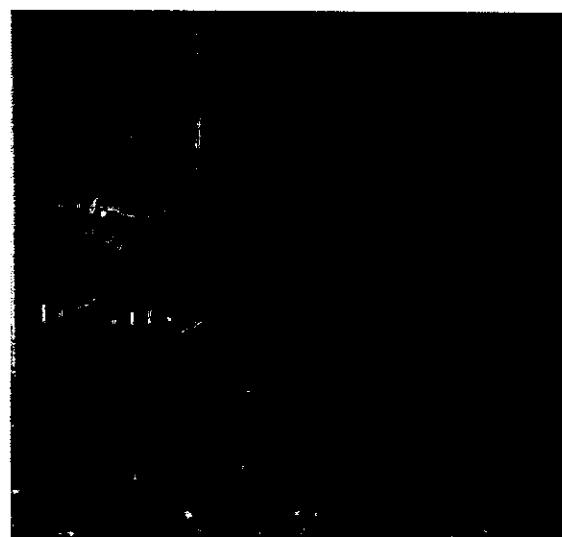
## アライグマとはどんな動物か

### (1) 生態・行動特性

- ①原産地 北米からペットとして移入された外来生物である。
- ②形態 タヌキによく似るが、尾の縞模様や眉間の縞、5本指の足跡などで見分けられる。  
(体重) 6~10(15)kg (頭胴長) 40~60cm  
(尾長) 20~40cm



▲市川三郷町内で撮影



▲鳴沢村内で撮影



▲富士河口湖町内で撮影



▲富士河口湖町内で撮影

- ③食べ物 雜食性で、小型ほ乳類、小鳥のヒナ・卵、魚、両生類、昆虫、果実などを食べる。
- ④すみか 他の動物が掘った穴、樹洞などのほか、住宅の屋根裏、物置などに侵入して繁殖する。
- ⑤行動 夜行性で、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に順応して生息できる。一般的には水に近い場所を好む。
- ⑥繁殖 1年ほどで性成熟する。2歳以上は妊娠率が高い。

通常は春(3月～6月頃)年1回、繁殖する。

1回に平均3～4頭(多いときには6頭程度)を出産する。

⑦痕 跡 足の裏と5本の細長い指と爪痕が明瞭に残る。糞は犬に似ている。

糞には、植物の葉や種子、動物の骨や殻が含まれることが多い。

## (2)被害の形態

### ①農業等被害

- ブドウ・トウモロコシ・スイカ・イチゴ等の農作物、養魚・養鶏などに被害が発生する。

### ②生態系被害

- 雑食性で食性が幅広く、多種多様な野生動植物を食べる。
- タヌキなど在来種を駆逐する。
- 国内でのアライグマの天敵は知られていない。

### ③生活被害等

- 家屋をすみかにすることが多く、糞尿や爪により家屋等に被害が発生する。
- 鋭い牙があり、成獣は気性も荒いため、人や飼育動物への噛みつき被害が発生する。
- アライグマ回虫・ジステンバー・狂犬病・日本脳炎などの感染症媒介のおそれがある。

## (3)山梨県内の現状

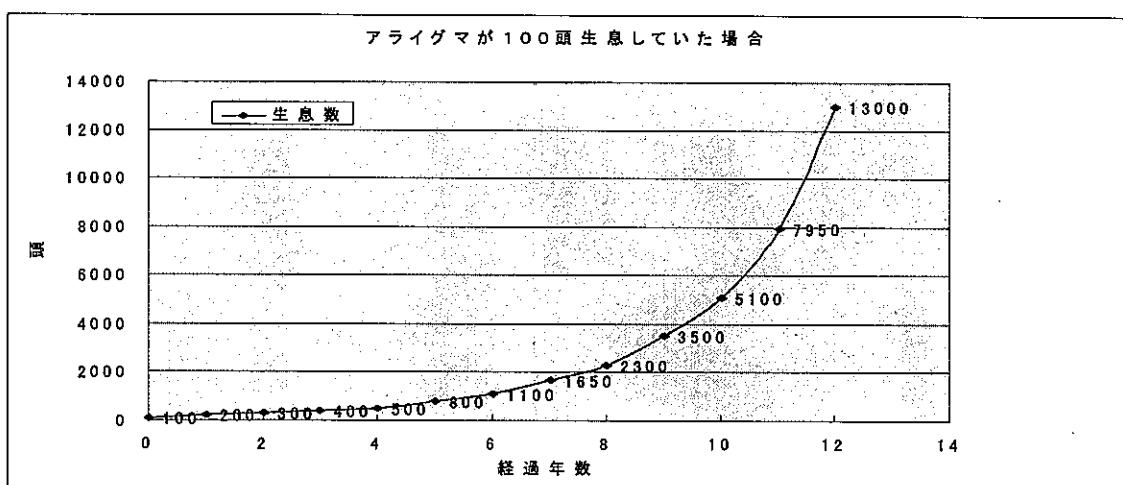
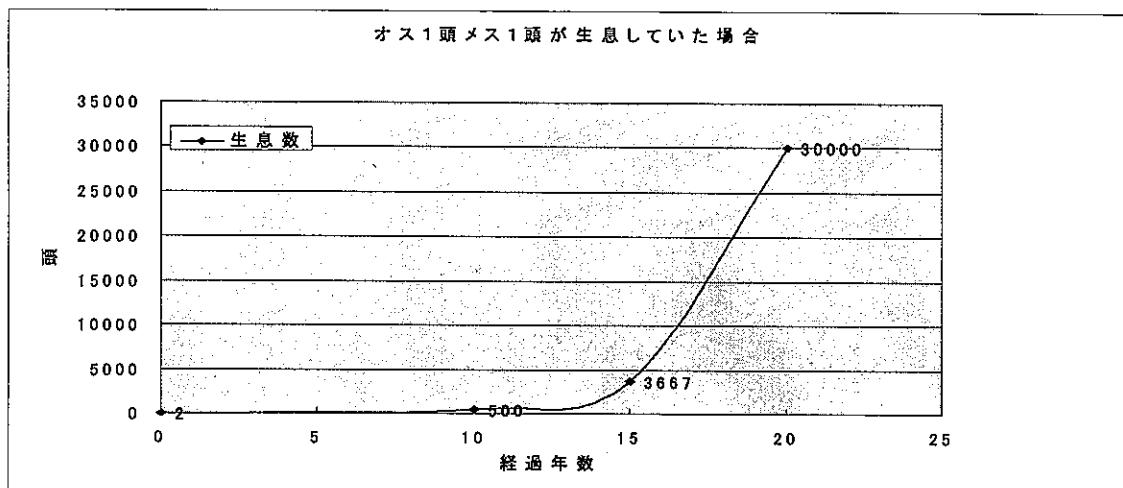
### ①生息状況

- 本県では、平成12年以降、アライグマの生息情報は富士五湖周辺や上野原市内の山梨県東部で確認されるようになった。
- 平成19年度、20年度には県内全域で生息確認調査を行ったところ、県内広範囲で分布が確認されるようになった。
- 平成21年度に入り、家屋侵入による生活被害が増加しているなどの状況を見ると、個体数の増加とそれに伴う被害が増加していくおそれが高いと見られる。

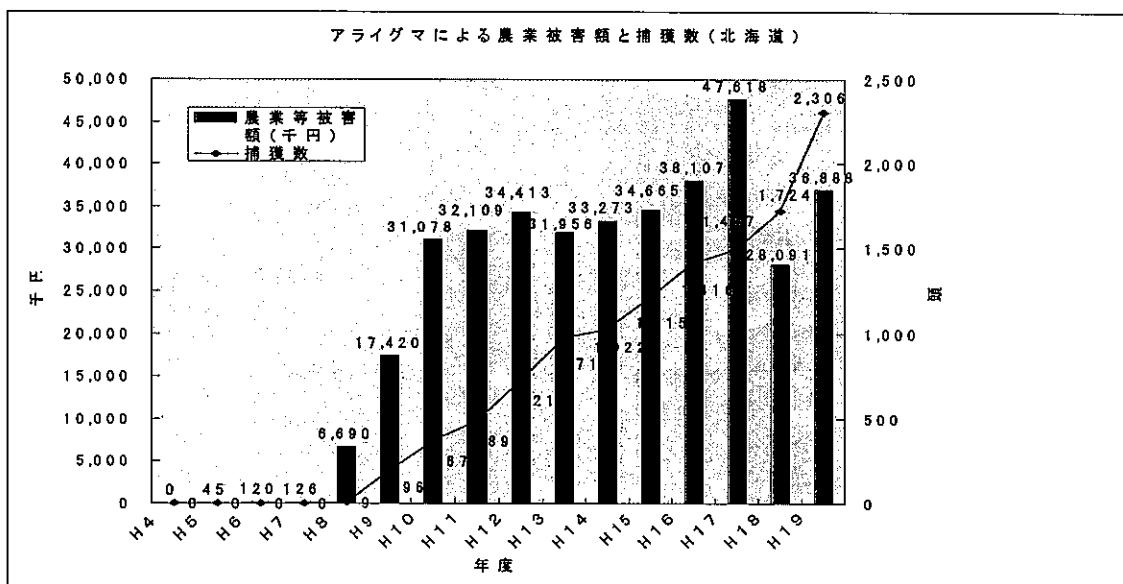
### ②被害状況

- 県内では、アライグマによる農業被害は現在報告されていないが、実際にはブドウ等食害した痕跡が確認されている。
- また、家屋や納屋に侵入したり、民家のコイ、犬のペットフードを捕食する被害が報告されている。

#### (4) 推定個体数のシミュレーション例



#### (5) 捕獲数と農業被害金額の参考例



## 山梨県特定外来生物（アライグマ）対策についての検討経過

### 1 検討会協議内容

#### ① 第1回

日時 平成21年7月24日 午後1時30分～

場所 北別館507会議室

議事

- (1) 山梨県におけるアライグマの生息状況
- (2) 外来動物問題と海外での対策事例
- (3) どうしてアライグマはこんなに増えたのか
- (4) 山梨県アライグマ防除実施計画の策定について

#### ② 第2回

日時 平成21年11月5日 午後1時30分～

場所 北別館507会議室

議事

- (1) 山梨県アライグマ防除実施計画素案について

#### ③ 第3回

日時 平成22年1月26日 午前10時～

場所 議事堂地下会議室

議事

- (1) 山梨県におけるアライグマの生息状況について
- (2) 山梨県アライグマ防除実施計画素案について

### 2 検討会設置要綱等

別紙参照

### 3 パブリックコメントの実施について

① 実施期間 平成22年4月26日～5月25日

② 結 果 別紙参照

## 山梨県特定外来生物（アライグマ）対策検討会設置要綱

### （目的）

第1条 特定外来生物であるアライグマは、山梨県において急速に生息分布を拡大し、農業や人間生活への被害が生じるだけでなく、自然生態系への影響が無視できなくなってきた。

このため、現状と科学的知見や地域の情報を照らし合わせ、社会的な合意形成を図りながら、有効な対策を検討することを目的として、山梨県特定外来生物（アライグマ）対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### （所掌）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山梨県特定外来生物（アライグマ）防除計画の作成又は変更に係る検討に関すること。
- (2) アライグマ防除対策の実施方法の検討に関すること。
- (3) アライグマ防除実施結果の検証に関すること。
- (4) その他アライグマの防除に関すること。

### （構成）

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員で組織する。

2 検討会には、必要に応じオブザーバーを設置する。

### （会長）

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、会長が必要と認めたときは、関係者に対して、会議への出席、意見の聴取、資料の提出を求めることができる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代

理する。

(会議)

第5条 会議は、山梨県森林環境部長の要請により会長が招集する。

2 各種団体の委員は、あらかじめ会長の承諾を得て代理人を出席させることができること

3 会議は、原則的に公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な議事に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがある場合には、検討会の決定により会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、山梨県森林環境部みどり自然課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

別 表

区分	氏名	現職
学識経験者	山本 紘治	山梨県自然保護教育振興会副会長
	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学 野生動物教育研究機構長
	淺野 玄	岐阜大学 応用生物科学部 准教授
獣医師団体	杉山 清	(社) 山梨県獣医師会小動物臨床部会 広報涉外委員会委員
農業者団体	三枝 正文	J A 山梨中央会専務理事
狩猟者団体	藤巻 光美	(社) 山梨県獵友会副会長
市町村	飯島 敬良	甲府市森林整備担当課長
	和田 正樹	上野原市經濟課長
山梨県	清水 利英	福祉保健部衛生薬務課長
	赤池 栄夫	農政部農業技術課

# 山梨県アライグマ防除実施計画（案）

山 梨 県

## 目 次

1 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
2 特定外来生物の種類	2
3 防除を行う区域	2
4 防除を行う期間	2
5 アライグマの現況	3
(1) 生息状況	3
(2) 被害状況	4
(3) 捕獲状況	4
6 防除の目標	5
(1) 目標	5
(2) 地域別目標設定	5
(3) 体制の確立	6
(4) 緊急的な防除	6
7 防除の方法	7
(1) 捕獲の方法	7
(2) 実施体制	7
(3) 捕獲班の編成	7
(4) 捕獲の際の留意点	8
(5) 捕獲個体の取り扱い	9
(6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い	9
(7) 捕獲個体の譲り受けと飼養	9
(8) モニタリング	10

(9) 生息環境管理	10
(10) 被害予防対策	10
<b>8 合意形成</b>	<b>11</b>
(1) 地域等での合意形成	11
(2) 対策検討会の設置	11
(3) 連絡会議の設置	11
<b>9 普及啓発</b>	<b>11</b>
<b>10 進行管理</b>	<b>12</b>
<b>資料1 アライグマ防除実施計画の役割分担</b>	<b>13</b>

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

アライグマは、北～中南米大陸を原産とする食肉目アライグマ科の哺乳類である。

アライグマが日本の野外で確認されたのは、昭和37年、愛知県の動物園から脱走し、野生化したものが最初である。

その後、昭和52年に放映されたアニメーションの影響や、外見等の愛らしさ等から、主にペットとして広く飼育されるようになった。

しかし、飼育が困難であること等から飼い主が遺棄する例や、逃げ出す例が相次ぎ、全国各地で野生化したものが確認されるようになった。

アライグマは、1回で2～6頭出産する繁殖力の強さと動物から植物まで食べる幅広い食性をもっている。また、天敵らしい天敵がいないことなどから、各地で個体数が増加しており、生態系への被害や、生活被害など様々な被害や影響が出ている。

さらに、狂犬病やアライグマ回虫症、レプトスピラ症などの人獣共通感染症の媒介の可能性も懸念されている。

このような状況から、平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）において、アライグマは「特定外来生物」に指定され、その飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止となり、野外に放つ行為は禁止となった。また、すでに野外等に存在、または野外への遺棄や逸出等により、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合は、主務大臣の確認または認定を受けて、防除ができることとなった。これにより、全国各地でアライグマの防除が行われている。

山梨県では、平成12年以降、アライグマの生息情報は富士五湖周辺

や上野原市内の山梨県東部で確認されるようになった。

また、平成19年度、20年度には県内全域で生息確認調査を行ったところ、県内広範囲で分布が確認された。

平成21年度に入り、家屋侵入による生活被害が増加しているなどの状況を見ると、個体数の増加とそれに伴う被害が増加していくおそれが高いため、緊急に対策を講じなければならない状況にある。

## (2) 目的

山梨県ではアライグマの生息等に関する科学的情報が少なく、個体数推定も困難であるが、今後、急激な個体数と被害の増加が予想されることから、科学的な情報を収集しながら、早急な対応を行うことが必要と考えられる。そのため、県、市町村、関係団体、住民等が、それぞれの役割を担い、県内のアライグマ問題に対する共通の理解を深め、情報の共有化を図ることにより効果的に継続的な防除を実施し、農作物被害、生活環境被害、生態系被害を防止するため、外来生物法に基づく防除実施計画を策定するものである。

## 2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：プロキュオン・ロトル *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：プロキュオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*）

## 3 防除を行う区域

山梨県内全域

## 4 防除を行う期間

環境大臣及び農林水産大臣による防除実施計画確認の日から5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

但し、アライグマの生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じ

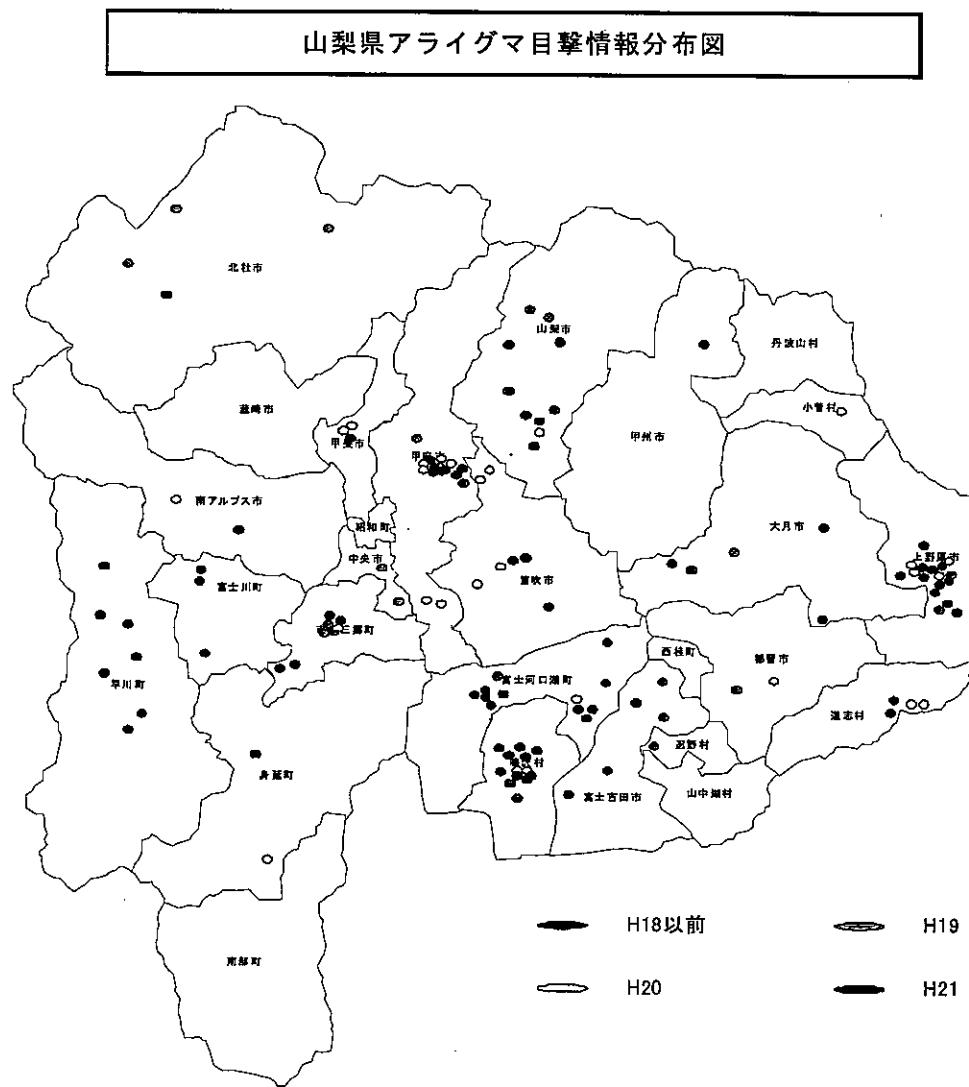
計画期間を見直すものとする。

## 5 アライグマの現況

### (1) 生息状況

平成12年度以降の有害鳥獣捕獲実績及び平成19年度から実施している目撃情報調査結果から把握した県内のアライグマの分布状況は、次の図のとおりである。

平成22年3月31日現在



なお、甲府市内、上野原市内等で既に相当数が生息し、繁殖が確認されている。

## (2) 被害状況

### ア 農作物被害

アライグマによる農作物被害等は、現在報告されていないが、実際には被害が発生していると推測される。

### イ 生活環境被害

甲府市、上野原市、鳴沢村内でアライグマの家屋侵入による糞尿による衛生被害、足音による騒音等の被害が発生している。

### ウ 生態系被害

現状では、被害確認はないが、絶滅危惧Ⅱ類に指定されているイモリや、貴重なサンショウウオ、カエルなどへの影響が心配される。

### エ 人の生命・身体への影響

アライグマは、狂犬病ウイルス、アライグマ回虫の媒介動物として位置付けられており、また、レプトスピラ症感染したアライグマが北海道や神奈川県で捕獲されており、注意する必要がある。

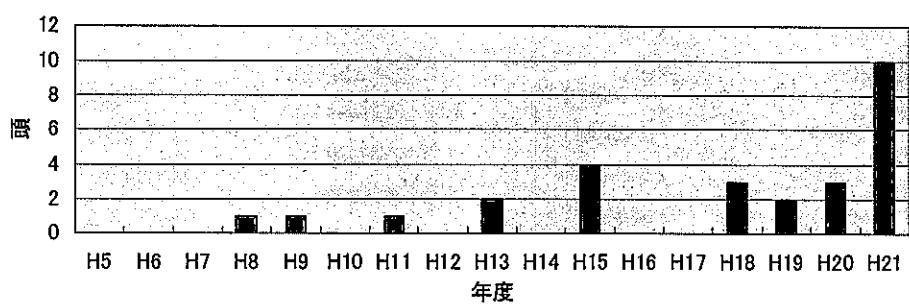
## (3) 捕獲状況

有害鳥獣捕獲による捕獲状況は次の表のとおりである。

アライグマ捕獲頭数の推移(平成22年2月28日現在)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
				1	1		1		2		4			3	2	3	10

アライグマ捕獲数の推移



## 6 防除の目標

県全体の目標と地域におけるアライグマの生息状況等の要件により地域別目標を設定し対応することとする。

### (1) 目標

現在、生息状況等のデータが不足しており、捕獲に係る目標頭数については、科学的な根拠に基づいた設定が困難である。

そのため、この計画では、アライグマの生息状況や被害状況をモニタリングするとともに、当面、最大限の捕獲を推進することにより、生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害、生態系被害を防止することを目標とする。

なお、最終的には、捕獲の継続とともに生息数等の科学的な知見等に基づき、本県の野外からの完全排除を目標とする。

### (2) 地域別目標設定

目撃調査、有害捕獲等の現状から、アライグマの生息が確認されている地域と生息が確認されていない地域に分けて、次のとおり対策を実施する。

#### ① 重点対応地域 16市町村

現在、アライグマの生息が確認されており、既にアライグマが定着しているまたは定着している可能性が高い16市町村を重点対応地域とする。

市町村名	市町村数
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、 甲斐市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延 町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町	16

重点対応地域では、被害が発生した場所及びその周辺で徹底した捕獲を行うとともに、目撃により生息が確認された場所等においても計画的な捕獲を行い、個体数の減少及び被害の軽減を図り、野外からの排除を目指すこととする。

## ② 要注意地域 11市町村

目撃情報がほとんどなく、生息していない又はほとんどないと推定されるものの、今後侵入・定着の可能性がある11市町村を要注意地域とする。

市町村名	市町村数
韮崎市、南アルプス市、甲州市、中央市、南部町、昭和町、西桂町、忍野村、山中湖村、小菅村、丹波山村	11

要注意地域では、積極的にアライグマの被害や目撃、痕跡といった生息情報を収集し、目撃や被害の情報があった場合には速やかに捕獲を行い、野外への定着を防ぐこととする。

## (3) 体制の確立

アライグマの完全排除に向けては、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。

そのため、市町村、関係団体、住民等の協力を得ながら、生息情報等を正確に収集する体制、及び確実に捕獲できる体制を確立する。

## (4) 緊急的な防除

県は、希少な動植物に被害が生じる恐れがある場合又は被害が発生した場合、または突発的な出没等により人の身体に危害を及ぼす恐れがある場合等緊急に防除する必要がある場合は、その恐れを取り除くため緊急的な防除を実施する。

その際、捕獲された個体は、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

## 7 防除の方法

### (1) 捕獲の方法

原則として、はこわなを使用する。

### (2) 実施体制

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、関係法令を遵守するとともに、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら実施する。

#### ① 県

- ・ 緊急的な防除の場合、捕獲を実施する。
- ・ 捕獲個体の処分をする。
- ・ 捕獲従事者のための講習会を開催する。
- ・ 市町村、農業団体等の担当者のための講習会を開催する。
- ・ 生息状況等のモニタリング、科学的データの収集を行う。
- ・ 収集した情報を分析し、結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・ 防除実施計画の進行管理、市町村の取り組みに対する支援を行う。

#### ② 市町村

- ・ 捕獲班を編成し、捕獲（運搬を含む。）を実施する。
- ・ 処分個体の焼却等による処理を実施する。

### (3) 捕獲班の編成

市町村は、効果的で計画的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した者を構成員とする捕獲班を編成するものとする。

班を編成するにあたり、市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）に従事者証を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。

従事者は、主にわな免許を有する者とする。ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、免許非所持者であっても従事者に含めることができる。

#### 【免許非保持者の参加要件】

- ・ 県または県と市町村等が共同で実施する、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術、外来生物法及び公衆衛生についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 市町村長が必要と認める者

#### (4) 捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、次の事項に留意するものとする。

##### ① 錯誤捕獲の防止

わな設置期間中は、1日1回以上巡視するものとする。

アライグマは夜間に捕獲されることが多いため、ネコ等の錯誤捕獲の防止のため、昼間は、はこわなの入り口を閉じていることが望ましい。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに解放すること。

また、被害を発生させているハクビシン等の捕獲が予想される場合は、予め市町村と相談の上、有害捕獲対応をするなどにより、違法な捕獲処理が行われないようにすること。

## ② 事故の発生防止

市町村は、捕獲を実施する際は、事前に地域住民への周知を図る。

また、従事者は市町村が発行する従事者証を携帯するとともに設置した捕獲獣具に標識の装着を行うものとする。

アライグマは感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いについては、十分注意し、万一、事故等があった場合には、速やかに適切な処置を講ずることとする。

## ③ 捕獲個体

捕獲個体を運搬する場合は、はこわなを針金等で補強するなど、逸出防止に努める。

### (5) 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は市町村からの依頼に基づき、原則として県が殺処分を行う。ただし、処分方法について県と事前協議し、県が認めた場合には、市町村主体で殺処分することができる。

方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法とする。

捕獲地から処分地までの個体の運搬は市町村が実施し、処分個体は、原則市町村が持ち帰り、焼却等適切に処理するものとする。

なお、処分個体は、モニタリングに必要なデータに供する。

### (6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い

外来生物法により、特定外来生物は野生復帰できる状態に回復した場合でも、野外へ放つことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

### (7) 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要が

あると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、または外来生物法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

#### (8) モニタリング

市町村は、毎年度アライグマの目撃情報、捕獲数及び捕獲努力量等の状況、被害状況等を把握し、県に報告することとする。

県は、市町村からの報告と捕獲個体のデータの分析を行い、野外での生息状況や自然環境への影響等の実態を把握し、防除の効果を検証するとともに、モニタリング結果を防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は、計画の見直しを行う。

なお、モニタリングの分析は、県が研究機関等の協力を得て実施するものとする

#### (9) 生息環境管理

農地及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、農業者や住民などが連携し、誘引要因の除去を徹底することが重要である。

農地周辺をアライグマの餌場としないよう、農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適正に処分するように努めることとする。

また、人家周辺においては屋外に生ゴミ等を放置しないなど適正な管理をするように努めることとする。

#### (10) 被害予防対策

アライグマによる農作物被害、生活環境被害を低減、解消するために、農業者や住民によって被害地への侵入を防止することが重要である。

農地においては、防護柵やネットの設置、家屋においては侵入口を防

ぐなどの対策を講じることとする。

## 8 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

### (1) 地域等での合意形成

防除を行う地域の土地所有者や住民等に対して必要に応じて地域説明会を開催し、現場の意見の収集に努めることとする。

### (2) 対策検討会の設置

アライグマに関する有効な対策の検討を目的として、学識経験者、獣医師会、農業者団体、狩猟団体、被害市町村等の代表で構成される「山梨県特定外来生物（アライグマ）対策検討会」を設置したところである。

防除実施計画の進行管理、見直し等に際しては、当検討会において議論し、各方面からの意見を反映させるように努めることとする。

### (3) 連絡協議会の設置

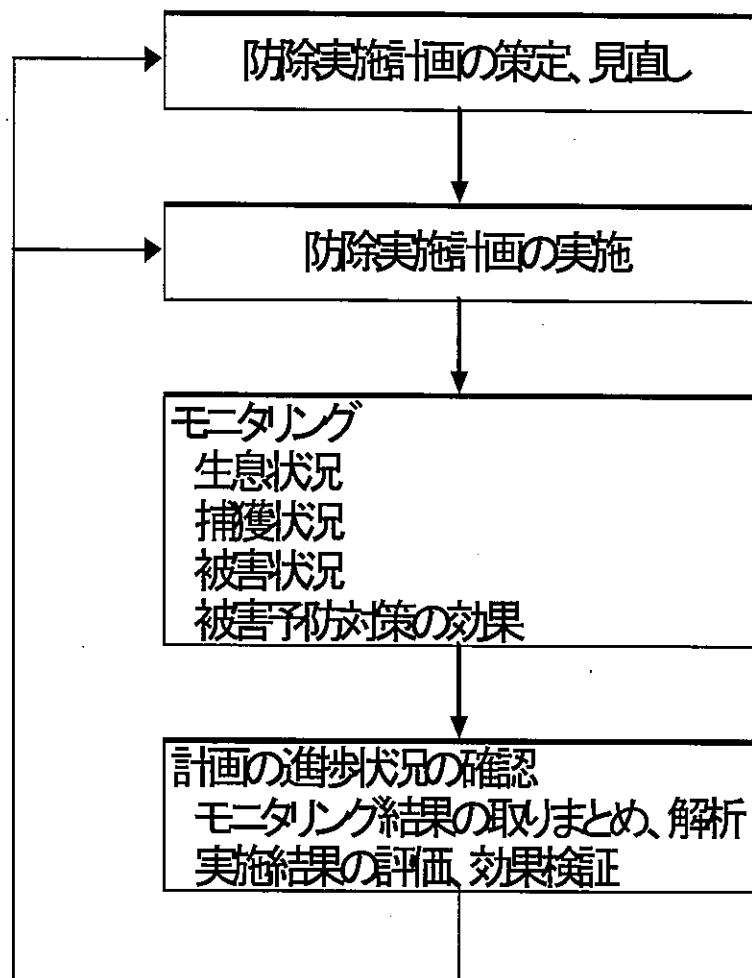
防除の実施に際しては、市町村、関係機関等からなる「山梨県アライグマ対策連絡協議会」を設置し、情報交換、意見交換をしながら、共通認識のもと進めることとする。

## 9 普及啓発

アライグマ問題については、地域により認識・対応に温度差があることから、関係機関及び県民に対し、山梨県におけるアライグマの現状と防除の必要性等について県のホームページ等を有効に活用しながら普及啓発に努めるものとする。

## 10 進行管理

計画の進行管理は、以下のとおりとする。



資料1  
山梨県アライグマ防除実施計画の役割分担

	捕獲等	被害予防策・生活環境管理	モニタリング	普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲目標設定</li> <li>・捕獲個体処分</li> <li>・捕獲わなの貸出(市町村へ)</li> <li>・緊急防除としての捕獲の実施</li> <li>・市町村への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害予防策の検討</li> <li>・生息環境管理手法の検討</li> <li>・農業被害予防策の支援</li> <li>・関係機関との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況等のモニタリング</li> <li>・モニタリング結果のフィードバック</li> <li>・防除実施計画の進行管理・見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、HP、講習会等による普及啓発</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害、生活被害等のための捕獲の実施</li> <li>・捕獲わなの貸出(従事者へ)</li> <li>・捕獲個体の運搬</li> <li>・処分個体の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への情報提供</li> <li>・地域住民への被害予防策の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃情報等の把握、提供</li> <li>・被害情報の把握、提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への情報提供</li> </ul>
関係団体・住民等	<p>【農協・農業者・住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息情報の提供</li> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・捕獲個体の運搬</li> </ul> <p>【獣友会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・従事者への捕獲技術指導</li> </ul> <p>【獣医師会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分の協力</li> </ul>	<p>【農協・農業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害予防策の実施</li> <li>・農地の適正管理・放棄作物等の撤去</li> <li>・誘引要因の除去(生ごみの適正管理等)</li> </ul> <p>【住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害予防策(家屋侵入経路の遮断等)の実施</li> <li>・誘引要因の除去(生ごみの適正管理等)</li> </ul> <p>【飼養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法、動物愛護法等に基づく、適正な終生飼育</li> </ul>	<p>【各主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃・捕獲等情報の報告</li> <li>・被害状況の報告</li> </ul>	<p>【各主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物問題、アライグマ問題等の普及啓発</li> </ul>
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な捕獲方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な柵の形状や設置方法の調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング調査への協力</li> <li>・捕獲個体等の分析協力</li> <li>・捕獲効果の検証</li> <li>・人獣共通感染症の検査</li> <li>・生態系被害把握手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物に関する調査研究成果発表</li> </ul>

# 県民意見提出制度の実施結果

平成22年6月14日  
みどり自然課

## 1 意見募集案件

「山梨県アライグマ防除実施計画」（素案）

## 2 意見募集期間

平成22年4月27日から平成22年5月26日まで

## 3 意見の提出者数及び意見件数

区分	人 数	意見件数
郵送		
FAX		
電子メール	1人	2件
その他		
計	1人	2件

## 4 意見の反映状況

修正加筆等意見反映	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	計
件	1件	1件	件	件	2件

## 5 提出された意見の内容とそれに対する県の考え方（対応方針）

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	4. 防除を行う期間	アライグマ捕獲の集中期間を設置する必要があると思います。アライグマの繁殖期は年1回で約60日間の妊娠期間のうち、一度に3～6匹出産（春）します。兵庫県三田市でアライグマ捕獲に携わってきましたが、もっとも捕獲確率が高い期間は、幼獣が親と分散するまでの10月～2月の間でした。 地域で差は生じるかとは思いますですが、捕獲にかかる費用や、労力を考慮しても、出産により個体数が増えるまでの3～4月に集中的に捕獲する必要があると思います。	1	【原案どおり】 捕獲の集中期間を設定する必要性については十分認識しておりますが、本県に生息するアライグマの繁殖状態を把握しておりませんので、現段階では期間を設定する根拠がありません。 今後、モニタリング調査結果等により、県内に生息するアライグマの繁殖状態を把握したうえで検討して参ります。

2	<p>7. 防除の方法            (10) 被害予防対策</p>	<p>アライグマの被害で、生活環境被害は比較的住民の方のご協力で防げることが出来るとおもいます。ただ、農作物・家畜被害は、住民の方々に様々なご協力（電気柵、ビニールハウスの強化、飼料管理等）を仰きましたが、どれも大きな効果はありませんでした。</p> <p>また、アライグマとタヌキの誤認があり、住民の方々のアライグマへの意識は低かったよう思います。</p> <p>また、動物愛護の視点から反対される場合も多く、住民の方々への理解をえるのはとても難しかったです。住民の方々に、早期から他県でのアライグマ被害の事例を提示し、同時にアライグマという動物自体をもっと知ってもらうことが必要だと思います</p>	1	<p><b>【記述済み】</b></p> <p>ご指摘の件については、本防除実施計画8、「合意形成」9、「普及啓発」で簡潔に記述しています。</p> <p>今後、アライグマ防除対策事業の実施に当たっては、県民の方々が十分理解できるよう普及啓発を図って参ります。</p>
---	--	---	---	--

## 6 策定結果

今後、山梨県環境保全審議会で了承され、国において確認された後「山梨県アライグマ防除実施計画」となる予定。